

2020 年度（令和 2 年度）

安全報告書



長崎バスグループ
長崎バス観光株式会社 NAGASAKI BUS

目 次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針	・・・P2
2. 輸送の安全に関する目標および達成状況	・・・P2
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計	・・・P2
4. 輸送の安全に関する組織体系および指揮命令系統	・・・P2.8～10
5. 令和2年度 輸送の安全に関する重点施策と実施結果	・・・P3～5
6. 輸送の安全に関する計画および輸送の安全のために講じる措置	・・・P5～6
7. 輸送の安全に関する費用支出および設備投資(主な支出等の実績)	・・・P6
8. 輸送の安全に関する内部監査結果ならびに当該結果に基づいて講じた措置内容	・・・P6
9. 貸切バス事業者安全性評価認定制度	・・・P7
10.事故・災害に関する報告連絡体制	・・・P7. 9～12
11.安全管理規程	・・・P7
12.安全統括管理者	・・・P7



1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社では、『安全管理規程』において、輸送の安全を確保するために遵守すべき事業の運営方針、事業の実施及びその管理体制や方法に関する事項を定め、安全最優先の原則のもと、経営トップから現場まで一丸となって、安全輸送の維持と向上に努力してまいります。

長崎バスグループ経営理念

安全と安心

安全をすべてに優先し、信頼される企業を目指します。

感謝のこころ

お客様の目線に立ち、おもてなしの心でサービスを提供します。

仕事への誇り

働く喜びを実感できる、活力ある企業風土を大切にします。

地域とともに

長崎の未来を創造し、地域とともに歩みます。

安全輸送基本方針「安全は最大のサービス」

2. 輸送の安全に関する目標および達成状況

令和2年度目標

重大事故ゼロ

(達成状況) 令和2年度重大事故発生0件

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

令和2年度発生件数

種別	件数
乗客負傷事故	0件
その他	0件
合計	0件

4. 輸送の安全に関する組織体系および指揮命令系統

P9～10『通報系統及び処理体制組織図』をご参照下さい。

5. 令和2年度 輸送の安全に関する重点施策と実施結果

(1) 教育の実施

① 運行管理者研修の実施

安全運転指導技能向上研修:効果的な指導の技術習得を目的とした研修。

- 営業所長 1 名、 運行主任 1 名、事務員 1 名、合計 3 名に実施。
- 運行管理者一般講習 11 月 4 日及び 5 日 営業所長 1 名、運行主任 1 名、運転者 1 名、事務員 1 名参加。(合計 4 名に実施)

② 営業所における安全教育の実施

過去の事件事例より、ドライブレコーダーによる動画を用い、発生原因の検証と未然防止策について、指導を実施。

- 毎月の安心安全ハンドブック文書掲載ならびに個別ミーティングによる指導
- 運輸安全マネジメント会議にて、集合教育を実施
※但し令和2年度はコロナ感染対策を講じ、5名以上での会議体を中止し、個人ミーティングを中心に指導した。

③ 適性、適齢診断受診と個人ミーティングの実施

当該運転者に対しては、適性診断受診後、運行管理者が受診結果に基づき個別指導を実施。

- 令和2年度受診対象者 3名全員受診

④ 連続事故惹起者への教育指導

安全統括管理者による座学教育、運行管理者による事故多発箇所の教習(11月13日)
長崎自動車安全教育センターでの実技指導の実施(11月19日)

⑤ 運行管理の徹底

本社出勤、宿泊地からの出勤両方とも、出勤する運転者には、点呼時のアルコール検測時に以下の指示を課し、不正防止に注視している。

- 制服・制帽の着用
- 必ず目線を保つ
- 下を向かない
- 瞬きをしない
- ストローを手に持たない

⑥ 各種特別運動の実施

5/1～5/31「見てから動かす！いちいち確認特別運動」を実施。

⑦ 従業員表彰の実施

賞賛を受けた従業員へ表彰状を授与し激励した。

- 令和2年度は延べ11名受賞

⑧ 運転記録証明書による事故防止表彰の授与

長崎県警察本部及び自動車安全運転センターより、安全運転と交通事故防止に職場全体で継続的に取り組み、無事故・無違反などの成果をあげたとして、銀賞という高い評価を受けた。

⑨ 運輸規則第38条第1項に基づく運転者に対して行う指導、及び監督の実施

- 毎月指導する項目

事業用自動車を運転する時の心構え

事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保する為に遵守すべき基本的事項

危険の予測及び回避

交通事故に関わる運転者の生理的要因、及びこれらへの対処方法

- 3ヶ月に1回以上指導する項目

事業用自動車の構造上の特性

乗車中の旅客の安全を確保する為に留意すべき事項

旅客が乗降する時の安全を確保する為に留意すべき事項

営業区域における道路及び交通の状況

健康管理の重要性

安全性向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

- 適性診断受診結果後、1ヶ月以内に指導する項目

運転者の運転適性に応じた安全運転(受診後随時)

- 歯止めの継続指導

(2) 運輸の安全に関する会議の実施

① 労使による運輸安全マネジメント会議の開催

- 計5回実施 延べ15名参加

② ドライブレコーダーの有効活用

映像を用いての事実確認、及び円滑な事故処理の推進、ヒヤリ・ハット事例、事故事例等会議内で視聴させ、各種教育に活用。

- 全38台に搭載済(路線バス車両を除く)

運輸安全マネジメント会議



(3) コロナ感染症拡大防止対策の実施

実施項目

- 従業員・乗務員の出勤前の検温
- マスクの着用
- 車内換気の実施
- 運行前の車内の除菌清掃の実施
- カラオケの禁止
- 手指消毒の励行
- 手洗い・うがいのご協力の呼びかけ
- 運転席周りの感染予防シートの装置
- 車内での食事禁止の呼びかけ
- 月一回の次亜塩素酸ナトリウムを用いた全車両消毒の実施

6. 輸送の安全に関する計画および輸送の安全のために講じる措置

令和3年度に実施する重点施策を次のとおり定め、安全への取り組みを推進いたします。

- (1) お客様の安全性向上を図るべく、『安全輸送基本方針』を遵守します。
- (2) 全ての行動で基本動作を遵守すべく、指導を図ります。
- (3) ドライブレコーダー記録映像の活用など、運転者教育をさらに向上させ、同種別事故の再発防止を図ります。
- (4) 令和3年度重点目標を下記の通り計画し、安全を確立します。

◎令和3年度安全輸送基本方針

『安全は最大のサービス』

◎令和3年度重点目標

『重大事故ゼロの継続』

◎令和3年度重点施策

『法令遵守で事故削減』

- 車内安全確認後の発車の徹底
- 歩行者保護の遵守
- 基本運転姿勢の徹底

◎安全・サービスの向上

- 酒気帯び運転の根絶
- お客様へ笑顔の対応
- 社会人としてのモラルの維持

◎感染対策の確実な実行

- マスクの着用
- 発熱、体調不良の場合は速やかに連絡
- 運行前車内消毒作業の徹底
- 車内換気の徹底
- 手指消毒の徹底

(5) 内部監査

- 当社内部監査担当による、営業所保安監査を実施
- 長崎自動車(株)内部統制室による営業所保安監査
- 管理規程にかかるガイドラインに対する適合性および有効性の確認
- 監査役による往査の実施

7. 輸送の安全に関する費用支出および設備投資（主な支出等の実績）

令和2年度の安全に関する主な支出、設備投資は次の通りです。

主な費用支出

- | | |
|-----------------------|--------|
| ① 健康管理(健康診断費用等)に関する支出 | 626 千円 |
| ② 無事故表彰、無事故達成賞に関する支出 | 148 千円 |

8. 輸送の安全に関する内部監査結果ならびに当該結果に基づいて講じた措置内容

(1) 当社内部統制担当による営業所内部監査の実施

10/1～31 本社営業所内部監査を実施

- 点呼記録簿、運行指示書等法定管理書類について点検及び適合性を判定
- 監査結果について営業所内部監査報告書を作成し、経営管理部門(経営トップ、安全括管理者および運行部)へ報告し、改善指導の実施
- 指摘事項に対する対策として、運行管理者による再発防止の実施

(2) 安全統括管理者による営業所監査

8/19、8/22 の2日間において、運行管理体制の充実を図る目的で、運転者の遵守事項第七十一条及び運行管理者の業務である運転者に対する、健康状態の把握、点呼の重要性などを再度徹底した。

9. 貸切バス事業者安全性評価認定制度

弊社は、平成 30 年 12 月に貸切バス事業者安全性評価認定制度に基づく「二つ星」の認定を受けており、日々輸送の安全のための取り組みを続けた結果、令和 2 年 12 月 25 日に貸切バス事業者安全性評価認定制度の最高ランクである「三つ星」を取得。引続き安全と安心の取り組みを継続してまいります。

10. 事故・災害に関する報告連絡体制

P9～12 『重大事故通報系統』をご参照下さい。

11. 安全管理規程

ホームページ掲載の『安全管理規程』をご参照下さい。

12. 安全統括管理者

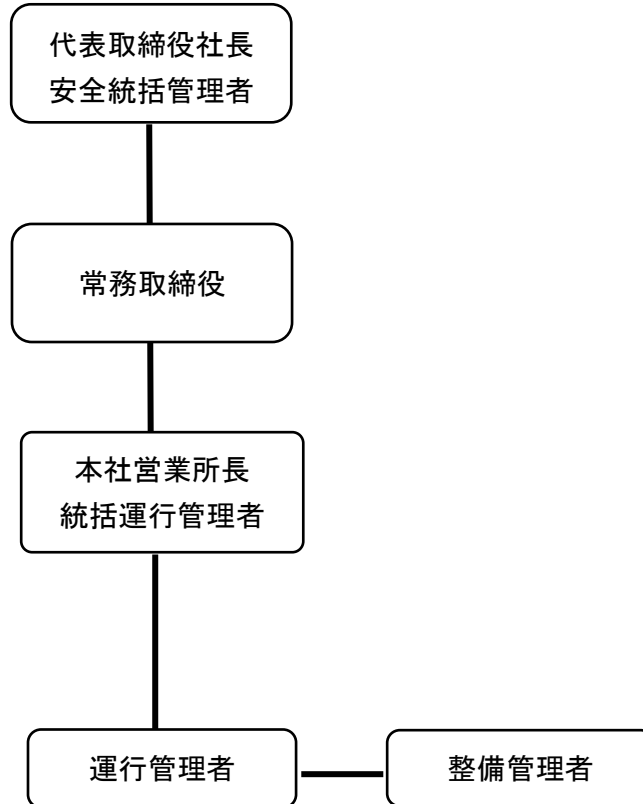
安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 5 の要件を満たしており、九州運輸局長崎運輸支局への届出を行っております。(令和 2 年 12 月 31 日現在)

氏 名 : 井上 智之

役 職 : 代表取締役社長

運輸マネジメントに係わる管理体制

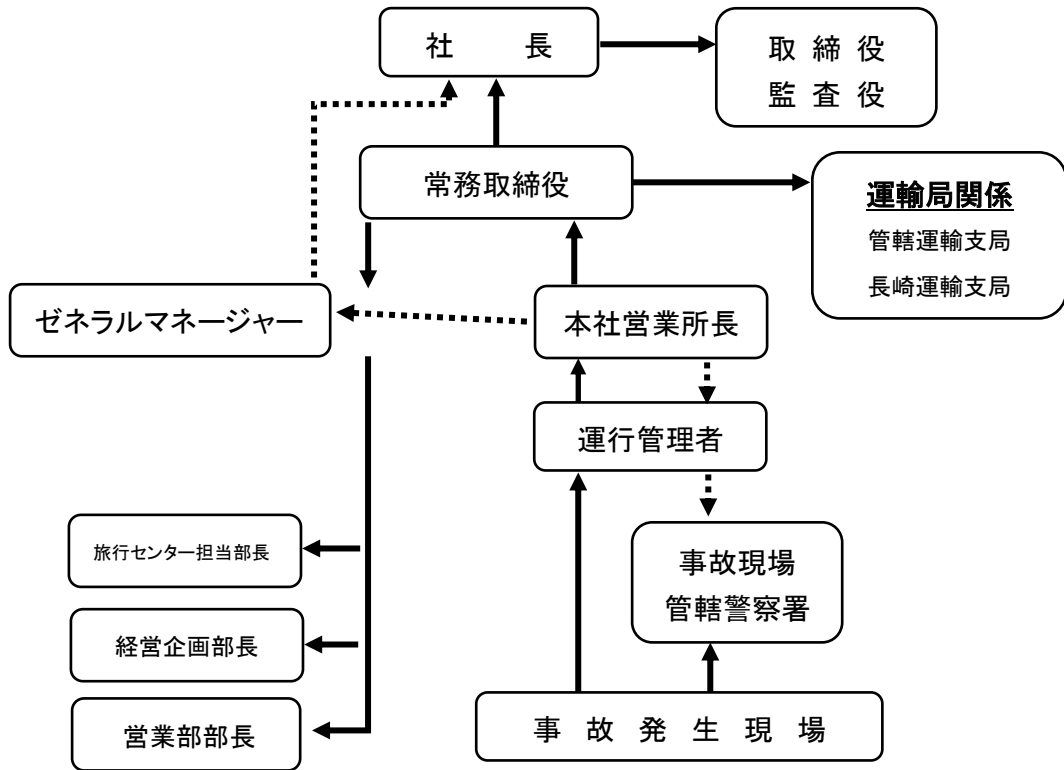
令和2年12月31日現在



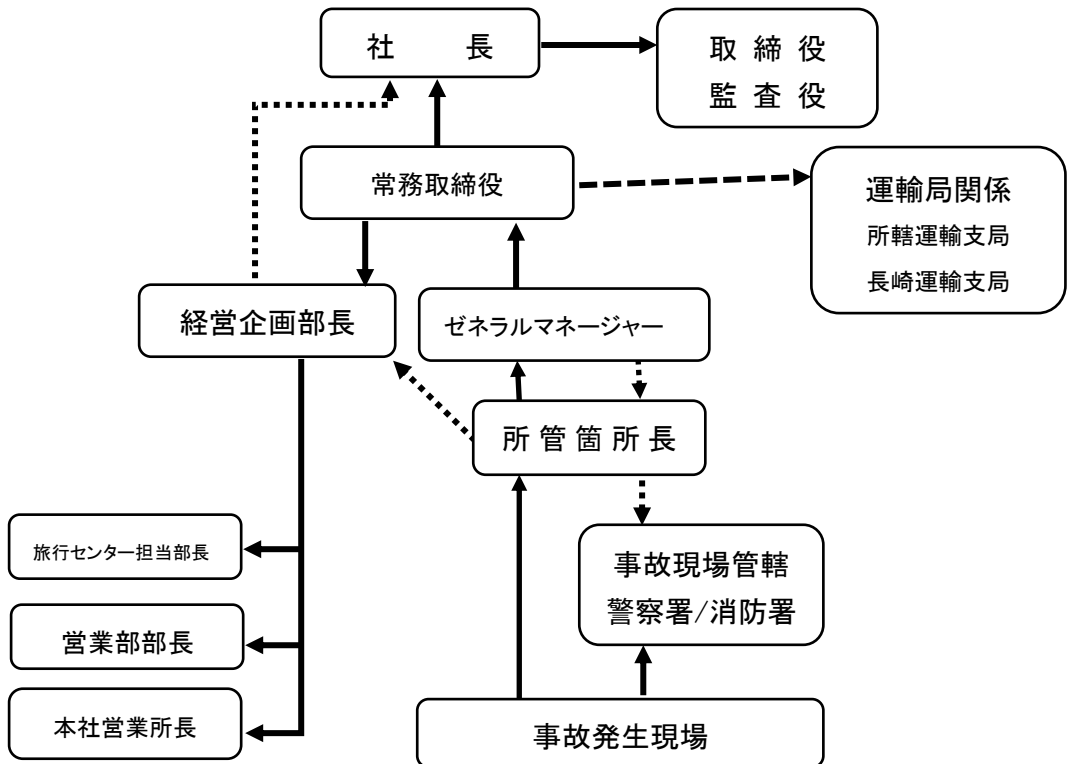
重大事故通報系統

令和 2 年 12 月 31 日現在

【車両関係事故】



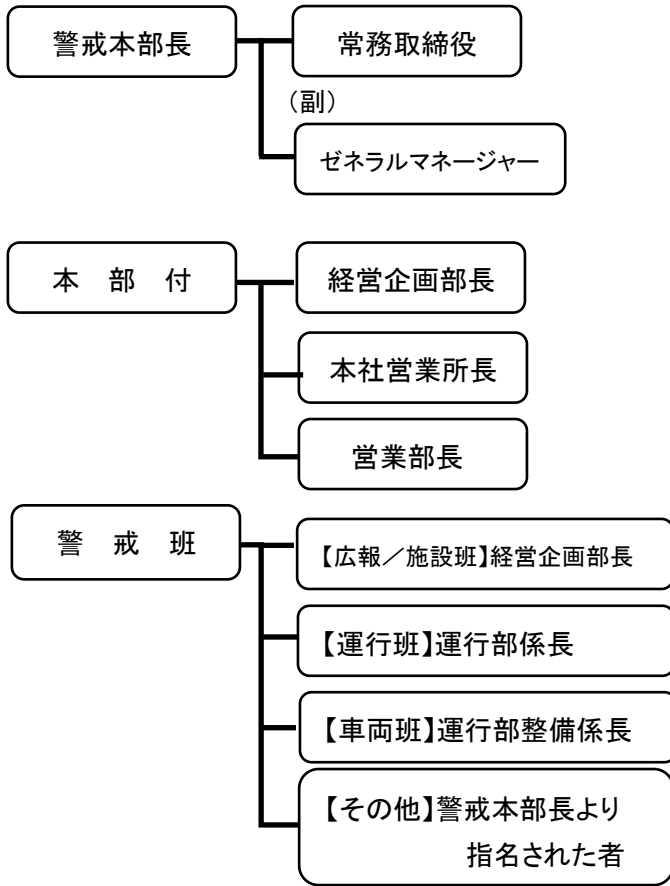
【施設関係事故】



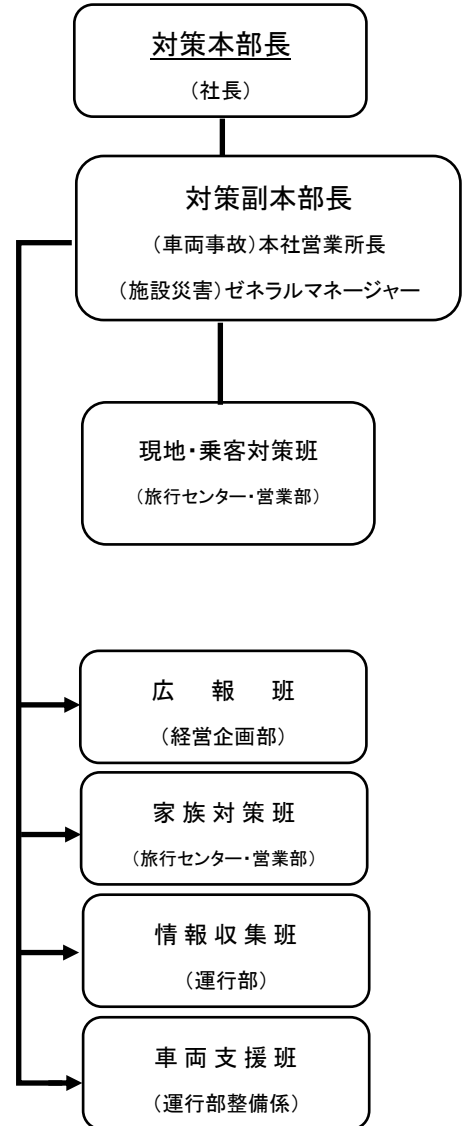
重大事故警戒および処理体制

令和2年12月31日現在

第一体制【警戒】



第二体制【処理】



(注) 第一体制【警戒】は、事故発生と同時に第二体制【処理】に切り替わる。

重大事故処理事項

令和2年12月31日現在

1. 負傷者

搬出(救護)
病院収容(診断書含む)
身元確認
家族への連絡、輸送
見舞い
遺留品の確認・保管
宿泊手配・接待
帰宅、退院、転院手配
示談
食事手配(現地)
救急車の搬送先の確認

2. 死者

収容
遺留品保管
身元確認
家族への連絡、搬送
霊安室安置
遺体搬送
葬儀社依頼
遺族への挨拶
通夜
葬式
法事
示談
食事手配(現地)

3. 家族

連絡、現地への輸送
来社家族の控室
来社家族の送迎
挨拶、接待
宿泊

4. 施設

応急修復
解体撤去
作業手配

5. 車両

引き上げ
現地責任者選任
搬送
修理、廃車

6. 報道関係

対応
情報発表

7. 警察・消防署

(現地および長崎本部)
速報
実地検証、立会い
事情説明
挨拶

8. 運輸支局

(現地・長崎支局 九州運輸局)
速報
事情説明
挨拶

9. 旅行代理店

事情説明、手配変更
挨拶

10. 救出団体

(地方自治会、自治体を含む)
接待
事後挨拶

11. 病院

事情説明
挨拶

12. 勤務先挨拶

13. 地主、家主、施設主

事情説明
挨拶、示談
補償

14. その他の被害者

相手方団体、会社への
連絡および挨拶

15. 道路管理者

復旧、応急対策依頼
事後拡大防止
地理/地形/気象状況の
把握

16. 調達

資金
資材、材料、機材
乗車券手配
従業員宿泊、食事

17. 通信手配

非常電話の設置
応援依頼

事故処理事項は、次のとおり分担する。

事故処理事項	担 当 班	記 事
No.7. 8. 9.10. 11	情報収集班	運行部
No.6. 13. 14	広報班	経営企画部
No.1. 2. 13. 14	現地・乗客対策班	旅行センター・経営 企画部
No.3. 12. 16	家族対策班	旅行センター・営業部
No.4. 5. 15. 17	車両支援班	運行部整備係

長崎バス観光株式会社